

東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程の一部改正について（案）

現 行	改 正（案）
〔省略〕 （組織） 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>副学長</u> 1名 (2) <u>部教官会担当の学部主事が互選した者</u> 1名 (3) <u>部教官会から推薦された教官</u> 各2名 (4) <u>保健管理センター教官</u> 1名 (5) 事務系職員 2名 (6) その他委員長が必要と認めた者 若干名 2 <u>前項</u>の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 〔省略〕	〔省略〕 （組織） 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>副学長（教育等担当）</u> (2) <u>学系長が互選した者</u> 1名 (3) <u>各学系の教授会から推薦された教員</u> 各2名 (4) <u>保健管理センター教員</u> 1名 (5) 事務系職員 2名 (6) その他委員長が必要と認めた者 若干名 2 <u>前項第3号から第6号までの委員</u>の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 〔省略〕 <u>附 則</u> 1 <u>この規程は、平成16年4月1日から施行する。</u> 2 <u>改正前の東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程第4条第1項第3号の規定により選出された委員については、改正後の規程第4条第1項第3号の規定により選出されたものとみなす。</u>